

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
滑走型水陸両用車模型の製造 1 式	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺 2-9-54	令和5年5月10日	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 東京都三鷹市新川 6-38-1	5012405001732	本件を実施するためには、水陸両用車模型の重量、重心等の調整及び強度に関する設計技術並びに模型水槽試験実施に関する専門知識、技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者 1 者のみであったため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)	58,949,000	58,680,756	99.54%					
滑走型水陸両用車模型の波浪荷重計測試験役務 1 件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺 2-9-54	令和5年5月10日	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 東京都三鷹市新川 6-38-1	5012405001732	本件を実施するためには、水陸両用車の模型水槽試験に関する知識及び水陸両用車の機動性解析に関する技術並びに水陸両用車の模型での波浪荷重計測試験が可能な水槽施設を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者 1 者のみであったため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)	74,715,300	74,363,348	99.53%					
滑走型水陸両用車模型の高速直進曳航試験役務 1 件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺 2-9-54	令和5年5月10日	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 東京都三鷹市新川 6-38-1	5012405001732	本件を実施するためには、水陸両用車の模型水槽試験に関する知識及び水陸両用車の機動性解析に関する技術並びに水陸両用車の模型での高速直進曳航試験が可能な水槽施設を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者 1 者のみであったため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)	41,500,800	41,470,000	99.93%					
コンデンサバンクの点検整備 1 件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺 2-9-54	令和5年5月17日	ニチコン（株） 東京都中央区日本橋兜町 14-9	-	本件を実施するためには、コンデンサバンクの設計に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者 1 者のみであったため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)	52,800,000	52,800,000	100.00%					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
将来個人用CB防護装備に係る技術検討役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年5月19日	東洋紡（株） 大阪府大阪市北区梅田 1-13-1	2120001059666	本件を実施するためには、CB防護 装備及び繊維状活性炭フィルタに関 する設計・製造に関する知識及び技 術を有していることが必要不可欠で あり、上記を資格要件として公募を 実施した結果、応募者が該者1者の みであったため。 （会計法第29条の3第4項）	24,835,800	24,673,000	99.34%					
衝撃応力解析ソフトウェア のライセンス更新 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年5月22日	伊藤忠テクノソリュー ションズ（株） 東京都港区虎ノ門4- 1-1	2010001010788	本件を実施するためには、衝撃解析 ソフトウェア（LS-DYNA）のライ センス更新に関する権利及び技術的 知識を有していることが必要不可欠 であり、上記を資格要件として公募 を実施した結果、応募者が該者1者 のみであったため。 （会計法第29条の3第4項）	1,312,582	1,312,582	100.00%					
試験用射撃装置の射手教育 役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年5月22日	（株）ケイズ・アロー 東京都港区三田1-1 1-15	2010401047554	本件を実施するためには、火薬類取 締法による火薬類取扱保安責任者免 状の交付を受けていること、試験用 射撃装置に関する知識及び技術並び に試験用射撃装置を用いた射撃試験 に関する知識及び技術を有している ことが必要不可欠であり、上記を資 格要件として公募を実施した結果、 応募者が該者1者のみであったた め。 （会計法第29条の3第4項）	43,827,300	43,780,000	99.89%					
水際障害処理装置（地雷原 処理装置）の性能確認試験 のための技術支援（その 1）-7 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年5月24日	（株）IHIEアロス ベース 東京都江東区豊洲3丁 目1番1号	4010601031653	本件を実施するためには、水際障害 処理装置（地雷原処理装置）の試作 契約での成果を継承し、当該調達に 必要となる水際障害処理装置（地雷 原処理装置）の構造、機能、性能に 関する知識及び取扱技術を有してい ることが必要不可欠であり、業態調 査の実施時点において、契約履行に 必要な知識及び技術を有する者は、 （株）IHIEアロスベースのみであ るため。なお、本契約への新規参入 者を募る公示を常続的に行っている ところ、当該公示に応募する者は確 認されていない。 （会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約 の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表 しない	9,238,900	-					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
光学飛しょう体追尾装置撮影作業（その5） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年5月25日	(株)ノビテック 東京都渋谷区恵比寿1-18-18	8011001039795	本件を実施するためには、光学飛しょう体追尾装置の使用に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	9,882,400	9,801,000	99.18%					
水際障害処理装置（地雷原処理装置）の性能確認試験のための不発弾処理支援役務（その4） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年5月25日	中国化薬(株) 東京都中央区日本橋本町4-5-14	4240001026181	本件を実施するためには、水際障害処理装置（地雷原処理装置）の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な水際障害処理装置（地雷原処理装置）の処理索の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有していることが必要不可欠であり、業態調査の実施時点において、契約履行に必要な知識及び技術を有する者は、中国化薬(株)のみであるため。なお、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は確認されていない。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,248,400	-					
流体解析用非構造格子生成ソフトウェアのライセンス更新 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年5月31日	(株)ヴァイナス 大阪府大阪市北区堂島2-1-31	9120001041519	本件を実施するためには、流体解析用非構造格子生成ソフトウェア（Pointwise社 Pointwise）のライセンス更新権限及び同技術的知識を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	1,408,000	1,408,000	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。